

平成30年 第6回

陸別町教育委員会会議録
(公開用)

自 平成30年5月16日

至 平成30年5月16日

陸別町教育委員会

平成30年 第6回 陸別町教育委員会会議録

招 集 の 場 所	陸別町役場 3階 委員会室			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成30年5月16日午前 9時57分	教育長	野下 純一
	閉 会	平成30年5月16日 午前11時10分	教育長	野下 純一
委 員 の 出 席 及 び 欠 席 ○出席を示す ×欠席を示す	教 育 長	野 下 純 一	○	出席 4人 欠席 0人
	教育長職務代理者	石 橋 勉	○	
	委 員	西 岡 愛 則	○	
	委 員	角 熊 葉 子	○	
会議録署名委員	西 岡 愛 則			
説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	次 長	有田 勝彦	主 任 主 査	北村 正利
	主 幹	瀧口 和雄	主 任 主 査	遠藤 克博
	所 長	津幡 恵一		
職務のため会議に 出席した者の職氏名	主 任	角谷 亮輔		
会 議 に 付 し た 事 件	議案第11号－陸別町教育委員会行政組織規則の一部改正をする規則			
	議案第12号－陸別町小中学校修学旅行費交付事業実施要綱の制定について			
	議案第13号－平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について			
	議案第14号－平成30年度陸別町奨学生の認定について			
	議案第15号－平成30年度教育費等補正予算案について			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

◎開会宣告

○野下教育長 　ただいまより、平成30年第6回陸別町教育委員会会議を開会します。

◎会議録署名委員の指名

○野下教育長 　本日の会議録署名委員は、西岡委員にお願いします。

◎事務報告

○野下教育長 　事務報告を行います。事務局から説明をお願いします。

○瀧口主幹 　議案お開きいただきまして1ページをごらんください。3月23日から5月15日までの関係分でございます。

管理関係でございますが、かいつまんで申し上げます。3月23日、第5回陸別町教育委員会会議を開催しております。同日、陸別小学校の第108回卒業式を挙げております。

26日には教職員の離任式、4月に入りまして4日、教職員の着任式を挙げております。9日には陸別小・中学校のそれぞれの入学式を挙げております。

A L Tの関係であります。前任者モハメドフセインが10日に陸別を離任、翌日新しいA L Tのミンシェンリー、通称ビルリーが東京オリエンテーションを含め着任となっております。

15日には小中学校の参観日があり、その中で小中一貫教育に取り組みますということで教育長のほうから保護者説明をしております。

17日には全国学力学習状況調査を小学6年、中学3年生を対象に実施されております。

4月23日でございますが、陸別町学校教育推進協議会を発展的に解散をいたしまして、新たに陸別町小中一貫教育推進委員会を設立したところでございます。このときに、オブザーバーという形で学校評議員の方、各校のP T A会長にも参加の御案内をいたしまして、御出席をいただいているところでございます。

次のページに移ります。5月に入りまして、7日でございますが、先ほど申し上げました一貫教育推進委員会が立ち上がった後に、第1回目の役員会を中学校で挙げております。これにつきましても学校評議員の方、P T A会長にもご案内をして参加をいただいております。最後にご意見をいただいているところでございます。

8日の日は、十勝管内市町村教育委員会訪問ということで、十勝局の指導主事1名が教育委

員会に訪問しているところでございます。

15日、昨日ですけれども、第1回の陸別町教育研究所所員会議を実施いたしました。ここには陸別小学校の研究協力員の先生2名を含めて、社会科副読本の本年度作成にあたりましての協議等をしたところでございます。

以上でございます。

○北村主任主査 社会教育関係の事務報告をいたします。

3月24日、生活体験講座ということで、お料理基本講座を保健センターで実施しております。

27日、ALTのモー先生の最後の仕事になりますが、町民向けの英会話教室②ということで行っております。同日、公民館の陶芸教室の2回目も開催しております。

4月に入りまして17日、ことぶき大学の始業式が保健センターで行われております。

18日が中学生等の海外研修派遣事業事前保護者説明会ということで保健センターで行われており、対象者14名中13名が参加をしております。

24日が第1回目の社会教育委員の会議、27日がふるさと劇場の総会ということでございます。

5月に入りまして8日、北海道文学館ミニ巡回展ということで、ベストセラー作家渡辺淳一が描いた北海道展というものを図書室で行っております。これにつきましては昨年12月21日に当時若葉にお住まいだった伊藤よし子さんが24冊ほど渡辺淳一の本を寄贈されたということで、貸し出しもしていたのですが、この度文学館の方でこのような巡回展があるということで希望をしまして5月8日から開催をしているということでございます。

14日、学校支援地域本部事業、いわゆる平日に行われる外部講師の授業ですけれども、これの実行委員会が開催されております。

15日、昨日ですが、ことぶき大学の第2回目ということで、帯広市の真鍋庭園等に移動研修に行っております。

以上でございます。

○遠藤主任主査 社会体育関係です。

3月28日、第10回陸別町スポーツ振興基金運用委員会を開催しております。

4月1日、2018オーロラ杯ミニバレー交流大会が中学校体育館で行われました。十勝・オホーツク・釧路方面から20チームが参加しております。

14日、少年野球教室を町民運動場で開催しております。この野球教室の講師は、日産自動車の社員の方で、黒須さんという方なんですけれども、過去に野球でオリンピックに出たという方です。野球少年団の参加8名いただきました。

3ページに移りまして4月18日、第1回陸別町スポーツ推進委員会を開催しております。

4月28日には、わかばのパークゴルフ場をオープンしております。

5月1日は野外体育施設、町民運動場、テニスコート、町民野球場、緑町スポーツ広場、これはサッカー場ですけれどもオープンしております。同じく若葉にある野外活動施設、バーベキューハウスをオープンしております。

9日は陸別町スポーツ少年団本部総会を役場大3会議室で行っております。

以上です。

○有田次長　引き続き今後の予定につきまして私のほうから報告をさせていただきます。

記載の中から抜粋をさせていただきますが、まず明日17日、十勝管内の教委連の定例総会が帯広市で開催されます。

18日ですが、陸別町PTA連合会の総会が泰食堂で行われます。

19日土曜日、陸別中学校土曜授業の1回目ということですが、30年度は中学校の土曜授業は全部で6回予定されておまして、そのうちの1回目となっております。

22日、東北部方面学校教育振興会代議員会・研修会があります。これは陸別、足寄、本別町の教育委員会教育長、次・課長、それから各町の校長・教頭会の集まりであります。毎年3町で回り当番で開催しております。今年度は陸別町が当番で実施をいたします。

それから23日には文化協会の定期総会、24日には体育連盟の定期総会が開催されます。

26日でありますけれども、陸別中学校の第59回体育祭が開会式午前9時ということで開催されますので委員の皆様の参加をよろしくお願いいたします。

6月に入りまして9日、小学校の大運動会ということで、こちらも開会式午前9時となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それから議会関係ですが、6月14日から6月定例会が開会予定となっております。

15日からは公民館のほうで教科書展示会を予定しております。7月1日まで開催予定ですのでお時間がありましたらお目通しをいただければと思います。

それから18日と記載されておりますが今朝ほど日程調整が入りまして20日に変更となります。陸別町小中一貫教育推進研修会であります。白糠町教育委員会の中岡室長を講師にお招きして研修会を開催いたします。

次4ページをごらんください。23日ですがふるさと劇場の第98回公演が午後1時30分から、無料ということでジョニー黒田わくわくパーカッションサークルが開催されます。ふるさと劇場は今年度3回、開町100年に合わせて100回公演まで開催の予定をしております。

最後30日ですけれども、陸別小学校の土曜授業の1回目、小学校につきましては全3回実施予定となっております。

以上です。

○野下教育長　事務報告について質疑を行います。

○角熊委員　1点質問なんです。管理関係の方で4月の19日に教育長が出席されている第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会というのは、どのような趣旨のものなのでしょ

うか。

○野下教育長 道教委が主催しておりまして、北海道の高校の配置ばかりでなくて、魅力ある、例えば総合学科ですとか、単位制の学校にするとか、キャンパス型にする等、今の少子化の新しい時代にあった道立高校、それと私立高校との連携も含めて視野に入れた、新しい北海道の高校の在り方を計画しているものなんです、主立ったものは中学生の卒業生数に基づく高校の配置でありまして、市町村にとっては大きな関心事となります。

これらを総合的に春先、6月頃に長期の3年後までをどうしたいか、数字を基にして予定計画表の提案をして、9月にもう1回地域別にどこの高校の学級を減すとか増すとか統合するとかっていうものを具体的に話し合う場で、これは毎年実施しているもので、十勝は十勝ブロックで管内の市町村長、教育長、学校長、それから去年からだと思いますが、以前は中学校の校長、PTA会長だけでしたが、去年からは小学校の校長、PTA会長も参加対象者に入っております。

会議なんです、合同で行う会議の前に、PTAだけの関係者で説明するのを前段に開いてから全体の会議を行ったりもしております。

このような説明でよろしかったですか。

○角熊委員 ありがとうございます。

○野下教育長 ほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎報告事項

○野下教育長 なければ、報告事項に入ります。各委員の任命及び委嘱について、事務局から報告をお願いします。

○瀧口主幹 それでは議案5ページをお開き下さい。

各委員の任命及び委嘱について御報告申し上げます。この間の各委員の任命及び委嘱については、陸別町教育研究所の所員ということで、前任高田教頭先生の後任として中学校に松本教頭がまいりましたので、職名は所員ということですが、事務局を担います副所長ということで任命をしたところでございます。任期はごらんとおりでございます。

それから、②であります、教育研究所の研究協力員の委嘱でございます。小学校教諭2名を委嘱するもので、佐藤教諭と板花教諭でございまして任期は1年間、これは社会科の副読本を作成する協力者ということになってございます。佐藤教諭は昨年度から引き続いておりますが、板花教諭については前任坂下教諭の後任となっております。

③であります、陸別町教育支援委員会委員の委嘱であります。7番目の3号委員の松本中学校教頭が新任でございまして、他の委員は全て再任となっております。任期は2年間でございます。

6ページにいきまして、第12地区の教科書採択教育委員会協議会委員でございまして、これは協

議会の規定によりまして教育長が委員となりますということと、職務代理者として次長を定めたというものでございます。

⑤でございますが、陸別小学校の学校評議員の委嘱を行っております。こちらに記載の3名でおりまして、再任がそれぞれ2回目の2名。任期は1年間となっております。

その下⑥であります、中学校の学校評議員の委嘱で同じく3名であります。お一人が新任で、3回目の再任と2回目の再任の方がおりまして、1年間お世話になるというものでございます。

以上御報告させていただきます。

○野下教育長 報告事項について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議案審議

○野下教育長 なければ、議案審議に入ります。

議案第11号、陸別町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を議題とします。

事務局より提案理由の説明を願います。

○有田次長 7ページをごらんください。

議案第11号、陸別町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則。

陸別町教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第25号中、学校教育推進協議会を小中一貫教育推進委員会に改める。附則、この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月23日から適用する。

提案の理由であります、陸別町学校教育推進協議会の解散及び陸別町小中一貫教育推進委員会の設立に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

それでは8ページをごらんください。8ページに新旧対照表を載せております。右が旧、左が新でありますけれども、旧の第3条第1項第25号のアンダーライン部分の学校教育推進協議会を、左側新のアンダーラインの小中一貫教育推進委員会に改めるという内容であります。これは先ほど事務報告でもありましたが、適用する4月23日に解散総会、設立総会を行っております。これは平成31年度に小中一貫のスタートに向けて取り組むというものでありますけれども、9年間を見通した一貫した指導内容を今年度は研究をしていくというものであります。この解散・設立に伴いまして行政組織規則の中のアンダーライン部分の改正をしようとするものであります。以後御質問によってお答えしたいと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

○野下教育長 それでは議案第11号の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○野下教育長 議案第11号について原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野下教育長 議案第11号は、原案のとおり決定しました。

○野下教育長 次に、議案第12号、陸別町小中学校修学旅行費交付事業実施要綱の制定についてを議題とします。

事務局より提案理由の説明を願います。

○有田次長 9ページをごらんください。

議案第12号、陸別町小中学校修学旅行費交付事業実施要綱の制定について。

陸別町立小中学校の修学旅行に参加する児童生徒の保護者の負担軽減及び義務教育の円滑な運営をはかるため、修学旅行に係る経費の一部助成に関し手続き等を定めた要綱を次のとおり制定する。

記。

1、陸別町小中学校修学旅行費交付事業実施要綱ということで後ほど御説明いたします。

提案の理由といたしましては、近年の経済状況に鑑み、修学旅行に参加する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、所要の制定を行おうとするものであるということで、10ページをお開き下さい。陸別町小中学校修学旅行費交付事業実施要綱であります。

目的、第1条、陸別町立小中学校の修学旅行に参加する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、陸別町小中学校修学旅行費交付金、以下交付金というを交付することに関し、陸別町補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

交付対象者であります。第2条、交付の対象者は、陸別町立小中学校の修学旅行に参加する児童生徒の保護者で陸別町に住所を有する者、以下交付対象者というとする。

交付金の額であります。第3条、交付金の額は、次のとおりとする。ただし、他の制度等に基づき修学旅行に対する就学援助を受けている場合は交付しない。第1号、小学校1万円、第2号、中学校3万円。他の制度というのは、後ほど議案にもできますが、準要保護についても修学旅行費が全額助成となりますので、その対象となっている者については、この交付金の助成をしないというものであります。第2項、修学旅行に参加予定であった児童生徒が体調不良、冠婚葬祭又は社会通念上相当と認められる理由で参加ができなくなった場合は、修学旅行に係る費用のキャンセル料が修学旅行に係る費用から前項の交付金を除いた額を超えたとき、その額を交付する。ただし、前項各号の額を上限とするというものであります。

実例をあげますと、中学校の修学旅行は既に終わっておりますが、費用は約7万円と聞いております。7万円からこの助成を引きまして保護者負担は4万円になります。このときにキャンセルをした場合、全額7万円をキャンセル料として払わなければならないときには、3万円を上限として助成します。キャンセル料がもし6万円の場合は、6万円から本来保護者が負担すべき4万円を引いた2万円を交付金として交付するという内容です。いずれにしましても、上限につきましては小学校が1万円、中学校が3万円ということで保護者の負担は変わらないということで考えております。

交付金の申請です。第4条、交付対象者は、申請書を教育長に提出しなければならない。ただし、必要に応じて交付金の申請及び受領に関する権限を学校長に委任することができる。2、学校長は、修学旅行実施計画書に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。第1号、修学旅行

に係る費用の見積書の写し、経費の内訳がわかるものに限る、第2号、参加者名簿、第3号、その他教育長が必要と認める書類。

交付金の交付であります。第5条、教育長は、前条に定める申請書の提出があったときは、当該内容を審査したうえで、交付対象者又は学校長に交付するものとする。

報告書の提出、第6条、交付対象者又は学校長は、修学旅行が完了したときはすみやかに、修学旅行実施報告書に必要な書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

委任、第7条、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則、この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するというものであります。

既に3月定例会で30年度の予算は議決をいただいているところでありますが、特に支出の方法が、今の所2通り考えているところであります。中学校は既に5月9日から11日ということで東北部方面に2泊3日で実施しておりまして、小学校は今後7月12日、13日ということになっております。中学校につきましては先ほど申し上げたとおり約7万円ということでありませけれども、会計年度上では4月にならないと助成ができませんが、業者のほうには事前に支払いが生じてくるということになりますので、保護者は既に支払いをしております。事後になります保護者から申請をいただいて上限3万円を支出していきたいと考えております。

小学校については、これからの実施ということで、こちらの事務手続き等が業者の支払期限に間に合えば、校長の方に委任をしてまとめて交付金を学校の方に交付したいと考えております。こうすることで保護者の負担を減らせるということで考えております。来年以降も同様な形の中で、業者への支払期限も見た中でこのいずれかの形で進めていきたいというふうに思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。以後御質問によってお答えしたいと考えておりますので御審議の程よろしくお願いいたします。

○野下教育長 それでは議案第12号の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○野下教育長 議案第12号について原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野下教育長 議案第12号は、原案のとおり決定しました。

○野下教育長 次に、議案第13号、平成30年度要護保及び準要保護児童生徒の認定についてを議題とします。

事務局より提案理由の説明を願います。

○有田次長 それでは11ページをごらんください。

議案第13号、平成30年度要護保及び準要保護児童生徒の認定について。

学校教育法第19条の規定により、平成30年度要護保及び準要保護児童生徒を別紙のとおり認定する。

提案の理由であります、平成30年度陸別町就学援助認定事務取扱基準に基づき認定するものである。詳細は主幹のほうから説明をいたしますけれども、今回要保護はございません。準要保護のみでありますけれど、小学校のほうでは11世帯16名、中学校では6世帯6名の認定をお願いしたいというものであります。

では、主幹の方から説明いたします。

○瀧口主幹　では私のほうからご説明を申し上げます。

議案の13ページには毎年度、年度当初に策定をいたします当町の事務取扱基準がございます。14ページには項目としては6番目、認定所得額及び認定対象者とあります。ここに、生活保護法によります保護基準額を基礎といたしまして、それに1.3を乗じて得た額未満の所得の保護者をまず認定対象者といたしますというのが当町の原則でございます。この1.3倍に関して、他の古い資料ではございますが、平成23年度の十勝管内各市町村の状況で申し上げますと、1.3倍が大多数を占めます。ただ、1.25倍ということで若干低い町村も1町村ございますが、逆に1.5倍未満ということで、これを町の状況に応じて決定をしているという所もございます。当町は十勝の基準に合うような1.3を使っているということがあります。

戻りますけれども12ページをごらんください。横に見ていただきまして左側に学校名ですね、小学校につきましては申込者数が11世帯16名でございます。中学校が7世帯7名ということでございますが、この中で網掛けの部分のほう、中学校の1世帯1名であります、この方のみ先ほど言いました生活保護の基準額に1.3を乗じて得た額よりも所得額が多かったということでございます。それを、民生委員の意見を聞いておりますが、民生委員からも所得オーバーでだめですねというような意見を頂戴しているところでございます。

所得に関しては、税務担当のほうに所得照会をして数字をいただいておりますが、所得の数字が28年分の所得の数字なものですから、ちょっと古いんですね。それで、29年度の状況だとかさういったところの変化がないか、生活の変化がありませんかということで民生委員の意見も聞いています、生活の変化がなければそれ相当の所得があるということの判断になりまして、この方がオーバーしているということでございます。

その他の方につきましては、基準1.3倍の額を下回った所得額ということになっておりまして、給与所得者の場合については、事業者からいただく収入で、生の収入額とはちょっと所得は違いますが、給与所得控除後の金額というのが所得という数字になります。でありますので生の数字ではないということ御理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、原案のとおり認定をされますと、人数ベースでありますけれども、児童生徒が今141人おりますので、そのうち22名が該当となりまして、率でいいますと15.6パーセントの認定率ということになります。これも古い資料ではありますけれども、平成22年度では例えば帯広市では25.9パーセント、音更町では22.3パーセント、足寄町の場合は17.9パーセント、本別で19.8パーセント、繰り返しになりますが、このままでいきますと陸別町の場合15.6パーセントということになりまして、当町よりも高い認定率を有するところが、多々あるというようなことに

なっております。あと個別の名前等はごらんになっていただければというふうに思っております。

それから15ページをごらんください。15ページをごらんいただきますと、提案のとおり原案認定されますと氏名から始まりまして一番右側にですね、町から支給されます就学援助の年額が記載されております。小学校でいきますとトータル額で61万2,630円、中学校では65万3,380円というような数字になります。ただ修学旅行費につきましては、見込額であるとか、昨年度実績額を用いておりますので、若干の変動はあるかと思えます。

以上です。

○野下教育長 それでは議案第13号の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○野下教育長 議案第13号について原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野下教育長 議案第13号は、原案のとおり決定しました。

○野下教育長 次に、議案第14号、平成30年度陸別町奨学生認定についてを議題とします。

事務局より提案理由の説明を願います。

○有田次長 16ページをごらんください。

議案第14号、平成30年度陸別町奨学生認定について。

陸別町奨学資金貸付条例第4条第3項の規定により、平成30年度陸別町奨学生を別紙のとおり認定する。

(以下個人の権利を侵害するおそれのあることから非公開)

○野下教育長 次に、議案第15号、平成30年度教育費等補正予算案についてを議題とします。

事務局より提案理由の説明を願います。

○有田次長 23ページをごらんください。

議案第15号、平成30年度教育費等補正予算案について。

平成30年度教育費等補正予算案を別紙のとおり陸別町長に提出するものとする。

提案の理由、既定予算を補正する必要が生じたためであります。6月14日から6月定例会が開会する予定でありますけれども、明後日18日が補正予算の締め切りということでありますので、今回の提案となっております。内容といたしましては、管理担当分の歳入歳出となっております。詳細主幹のほうから説明させますのでよろしく願いいたします。

○瀧口主幹 それでは24ページ、25ページをごらんいただきたいと思えます。

まず24ページであります。歳入の補正でございます。教職員住宅の建設事業に関わりまして、国の補助金を申請しておりました。国の補助金のほうが、実は内定をいただきました。それで、補助金内定に伴いまして、歳入を補正するものでございます。一番上の方の区分が1,627万4,000円ということで補助金の内定額を歳入で受けたいとするものでございます。

下の枠なんですけれども、当初補助金が決定されない場合は、起債ということで借金をしてですね、

その部分を補おうとしておったんですけども、補助金がついた分起債の減額をしたいとするものでございます。減額の額につきましては10万円止めで合わせますので1,630万円の減額をしたいとするものでございます。

25ページにまいります。先ほど決定をいただきました奨学資金の貸付けにつきましては、168万円の追加をすることで決定をいただいた方々への支払が可能となるというものでございます。その下でございますが、英語指導助手招へい事業の中のALTの賃金でございますが、1万4,000円ということで少額ではあるんですけども、右側に記載がありますが、前任者と後任者で任用期間が、4月9日の1日重複してしまいました。この1日分が1万3,333円となりましたので、それを補正したいとするものでございます。これは少額でございますので、一応補正予算として見積書を提出いたしますが、事業間流用などで賄いなさいという決定になるかもしれませんけれども、そういったことをお知らせするという意味も含めて補正予算としてほしいとするものであります。

以上でございます。

○野下教育長 それでは議案第15号の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○野下教育長 議案第15号について原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野下教育長 議案第15号は、原案のとおり決定しました。

◎その他の事項

○野下教育長 次に、その他に入ります。事務局又は委員の皆さんからございますか。

(「なし」の声あり)

◎閉会宣告

○野下教育長 それでは、以上をもちまして、平成30年第6回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前11時10分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 西岡愛則

会議録作成職員 角谷亮輔